

平成30年度 第1回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会会議録

(広域型特別養護老人ホーム 書類審査)

- 開催日時：平成30年10月19日（金） 13時30分～17時30分
- 会 場：堺市役所介護事業者課会議室
- 出席委員：委 員 （武庫川女子大学看護学部 准教授） 岩佐 真也
 委 員 （税理士） 中安 克志
 委 員 （桃山学院大学社会学部 准教授） 村橋 功
 委 員 （堺市長寿社会部長） 山本 甚郎
 委 員 （堺市障害福祉部長） 森 浩二
- 事務局：（健康福祉総務課） 高橋 悦子 他
- 事業課：（介護事業者課） 岡 康之 他
- 案件名：介護保険施設等の整備に係る公募選定審査の審査行程等について
 広域型特別養護老人ホーム（創設）に係る採点基準採点方法について
 広域型特別養護老人ホーム（創設）に係る書類審査について

発言者	内 容
事務局	開会 平成30年度第1回堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会を開催いたします。 本日の会議内容は、会議録として発言委員名は非公開の上、本市ホームページ上で公開させていただきますことを、あらかじめご確認させていただきます。よろしくお願いいたします。
事務局	会長及び委員紹介
事務局	定足数報告
事務局	職務代理者の指名 会長が他の公務で欠席のため、審査会規則により会長があらかじめ指定した森委員に職務代理者をお願いします。
事務局	配布資料の確認 配布資料の確認を行う。なお、応募書類については事前に事務局より各委員に配付済み。
事務局	審査会趣旨、目的及び守秘義務の徹底について説明
事務局	各委員に応募法人からの接触等の有無確認

委員	<該当者なし>
事業課	堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）に基づく介護保険施設等の整備に係る公募内容説明・案件説明
職務代理者	案件審議 審査会の公募選定審査の審査行程、採点方法等の審議に入らせていただきます。審査の行程案について事業課からご説明させていただきます。
事業課	審査の行程案について、以下の内容を説明 ・審査会の日程、内容、開催場所等 ・審査会は、応募法人が提出した協議書等の書類審査、及び法人代表者のヒアリングを行います。この書類審査、ヒアリング両方の内容で採点します。なお、規則により会長は採点を行いません。 ・採点は、200点満点で行います。基準点は100点とします。 ・採点基準を基に採点し、委員ごとに合計点が高い法人から順に順位点を付けます。今回の審査案件は6件ですので、点数の高い方から1位を6点、2位を5点、3位を4点、4位を3点、5位を2点、6位を1点として配点します。各委員の順位点を合計します。この時に、過半数の委員が基準点以下の点数を付けた場合は、その応募法人は採択いたしません。 ・順位点の合計が1位の法人を選定していかどうか最終確認の上、審査会の選定法人を確定します。
職務代理者	事業課から行程案の説明がありましたが、このことについて、ご意見を頂戴したいと思います。何かございませんでしょうか。
委員	<意見なし>
職務代理者	それでは、事業課の行程案により、審査の行程を決定したいと思います。よろしいでしょうか。
委員	<承認>
職務代理者	ありがとうございます。 続きまして、採点方法、採点基準の審議を行います。 お手元の資料の審査基準及び募集要項を基に、審査のポイント、着眼点、指標、配点等を検討して採点基準案を作成しました。本日審議いただく広域型特養創設に係る採点方法及び採点基準案について、事業課からご説明いたします。

事業課	広域型特別養護老人ホーム（創設）に係る採点基準、採点方法の説明 ・審査は、「法人等の運営・経営」、「用地に関する事項」、「建物の設計」、「運営に関する事項」の計２００点の設定としています。 ・広域型特別養護老人ホーム（創設）の採点基準を説明。
職務代理者	以上、事業課から説明がありましたが、この基準案について、ご意見を頂戴したいと思います。何かございませんでしょうか。
委員	＜意見交換＞
職務代理者	他にご意見ございませんでしょうか。 それでは、事業課の案のとおり、採点基準を決定したいと思います。よろしいでしょうか。
委員	＜承認＞
職務代理者	ありがとうございます。
職務代理者	書類審査 それでは、広域型特別養護老人ホームの創設に係る審査に入らせていただきたいと思います。今回の特別養護老人ホームは、視覚障害者に対応したユニットを設けることを評価するものとなっています。 募集に先立ち、事業課において、視覚障害者対応のある特別養護老人ホームの見学を行ったということですので、その報告をお願いしたいと思います。
事業課	＜広域型特別養護老人ホーム視察の報告＞
職務代理者	それでは書類審査を行います。なお、本日の書類審査は、概要説明と質疑を合わせまして、１法人あたり３０分程度で行いたいと思います。ご協力をお願いいたします。 では、事業課から説明をお願いします。
事業課	（１）Ａ法人 応募内容の概要説明。 ※応募書類より、「協議書の記載内容」、「地域偏在」、「用地の確保方法」、「資金計画」、「特養の勤務形態一覧表」、「計画地の位置図」、「建築予定地の写真」、「平面図」、「施設の構想についての考え方」等の概要について説明。 （説明については、他の法人についても同一手順により実施。）
職務代理者	以上、事業課から説明がありましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

委員	< A 法人の応募書類等に基づいて意見交換 >
職務代理者	次の案件について、事業課から説明をお願いします。
事業課	(2) B 法人 応募内容の概要説明。
職務代理者	以上、事業課から説明がありましたが、ご質問等ございませんでしょうか。
委員	< B 法人の応募書類等に基づいて意見交換 >
職務代理者	それでは、これより休憩とさせていただきます。 (休憩)
職務代理者	続いて、C 法人の書類審査を行います。
事業課	(3) C 法人 応募内容の概要説明。
職務代理者	事業課から説明がありましたが、意見・確認事項等はありませんか。
委員	< C 法人の応募書類等に基づいて意見交換 >
職務代理者	続いて、D 法人の書類審査を行います。
事業課	(4) D 法人 応募内容の概要説明。
職務代理者	事業課から説明がありましたが、意見・確認事項等はありませんか。
委員	< D 法人の応募書類等に基づいて意見交換 >
職務代理者	それでは、これより休憩とさせていただきます。 (休憩)
職務代理者	続いて、E 法人の書類審査を行います。

事業課	(5) E 法人 応募内容の概要説明。
職務代理者	事業課から説明がありましたが、意見・確認事項等はありませんか。
委員	< E 法人の応募書類等に基づいて意見交換 >
職務代理者	続いて、F 法人の書類審査を行います。
事業課	(6) F 法人 応募内容の概要説明。
職務代理者	事業課から説明がありましたが、意見・確認事項等はありませんか。
委員	< F 法人の応募書類等に基づいて意見交換 >
職務代理者	以上で、全ての法人の書類審査が終了しました。 本日の案件は全て終了しました。以上で閉会とします。 閉会